

業務指示書

タンザニア国全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年8月10日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica. go. jp

質問に対する回答：2016年8月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

() 法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑開発業務経験を必須とする。

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／灌漑開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：灌漑開発
- 2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 灌漑排水／灌漑施設維持管理／水利組合】

- 1) 類似業務の経験：灌漑施設維持管理
- 2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年8月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TZS1 = 0.04768 円 , US\$1 = 102.280 円 , EUR1 = 113.066 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／灌漑開発計画

灌漑排水／灌漑施設維持管理／水利組合

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

27.42 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年9月12日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当～職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
タンザニア国全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／灌漑開発計画	(34.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	5.00
オ) その他学位、資格等	5.00	3.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(3.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 灌漑排水／灌漑施設維持管理／水利組合	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

タンザニアにおける農業は、GDP の約 29%、輸出総額の約 20%を占めるとともに、同国の労働人口の 65.7%が従事する重要セクターである。農村地域の 8 割以上が農業セクターに従事しているが、農村地域の貧困は約 38%と都市部(約 24%)と比較して非常に大きな割合を占めていることから、同セクターは貧困削減の鍵となっている。しかし、タンザニアの灌漑農地は、高中ポテンシャル面積 690 万 ha (2002 年全国灌漑マスタープラン(NIMP)にて算出)の内、わずか 6%に留まり、大部分が天水に依存している。このことから、干ばつや洪水等の自然条件に農業生産が大きく左右されている。さらに近年は、降雨パターンの変化による影響が深刻化しつつある。そのような中、灌漑開発は安定的な農業生産、及びそれに伴う収入向上のための重要な手段であり、タンザニア政府は最重要課題と位置づけている。

1990 年代のタンザニアの灌漑開発は、同政府が策定した国家灌漑開発計画(NIDP) (1994 年)に基づき進められていたが、低い実施進捗度等の理由から、その計画を見直す必要が生じた。これに伴い、同政府は JICA の支援(開発調査「タンザニア国全国灌漑マスタープラン調査」)の下、NIMP を策定した(2002 年)。その後、同政府は農業セクター開発プログラム(Agricultural Sector Development Program: ASDP)の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府から地方政府(県)へ移管し、県ごとに策定される県農業開発計画(District Agricultural Development Plans: DADPs)に沿って、灌漑開発を推進している。

JICA を含むドナーの継続的な支援の結果、灌漑開発面積は約 20 万 ha (2002 年)から約 46 万 ha (2014 年)に増加しているものの、上述したポテンシャルの高い灌漑農地をより効果的に活用するために、同政府及び JICA を含むドナーの協働による灌漑開発のさらなる推進が必要である。

NIMP については、策定後 10 年以上が経過し、灌漑データの更新を含む技術的視点から見直しが必要とされている。さらに、NIMP 策定当初には想定されていなかったセクター間での水の競合、気候変動問題、十分な環境配慮等、灌漑開発における新たな課題が出現し、その対応も必要となってきている。このことから、タンザニア政府が自律的かつ持続的に灌漑開発を継続するための支援は今後も必要な状況である。

上述した課題の解決や貧困削減への貢献を図る上で、具体的な道筋や技術的手法を取り纏めた灌漑マスタープランの改訂が必要となっている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

水・灌漑省国家灌漑庁(National Irrigation Commission: NIC)の下、灌漑開発が持続的に強化される。

(2) 期待される成果

成果 1: 全国灌漑マスタープランが改訂される。

成果 2: 実施計画が作成される。

(3) 対象地域

タンザニア本土全国（ザンジバルを除く）

（４）活動の概要

１）灌漑開発の現状把握

- 農業セクターにおける社会・経済状況
- 国家開発法、財政運営（予算配賦・支出実績）、セクター公共財政管理
- 国家灌漑政策及び規則を含む、最新の灌漑政策の枠組み
- ASDP 及び NIMP の成果の確認・評価
- 有償資金協力「小規模灌漑開発事業」の実施状況レビュー

２）データ収集と分析

- 灌漑農業セクターにおける主要データの収集
- 灌漑サブセクターの水需給分析
- 既存/計画灌漑スキームのインベントリー調査
- 拡大・リハビリ・新規開拓を含む、灌漑開発のポテンシャル分析
- 灌漑開発に係る制約の確認
- 灌漑データベースの構築

３）マスタープラン改訂の枠組みの設定

上記 1)、2) の調査結果を踏まえて改訂マスタープランの枠組みを設定する。

- 灌漑開発のニーズの明確化（優先作物、対象生産物、消費・加工のニーズ、国内消費と輸出ポテンシャル）
- マスタープラン改訂の枠組みの設定（対象地区、タイムライン、主要構成、アプローチを含む）

４）開発コンポーネントの構成

- 灌漑インフラ開発の優先順位付け
 - 灌漑スキームの優先順位付け
 - 灌漑開発アプローチ
- 灌漑事業人材の能力開発と主要課題の明確化
 - 計画、設計、工事、維持管理を含む技術改善
 - 環境社会配慮（管理）
 - ファンドフローを含む予算システムと調達システム
 - 灌漑事業関係機関間の調整
 - 灌漑人材育成
 - 灌漑施設維持管理（灌漑組合 (IO) の能力強化）
 - 民間セクターの参入促進
 - 灌漑情報管理システム
 - 水争議・土地問題の調整
 - 気候変動対応型農業 (Climate Smart Agriculture) の方策

５）実施計画の策定

上記 4) で構成した開発コンポーネントの優先事項を絞る。各優先開発コンポーネントは相互関連性を持つことに留意し、策定手順をフロー図で示す。

- 優先開発コンポーネントの実施計画
 - 成果、活動、目標の設定
 - 中央政府、地方政府、農民の役割の明確化 を含む
- 優先灌漑スキームの開発計画の概要書
 - スキームの基礎情報、必要投資、コスト、モニタリング
 - 技術、経済、組織・制度面での留意点 を含む

(5) 関係官庁・機関

本業務においては水・灌漑省国家灌漑庁(NIC)をカウンターパート(以下C/P)機関とする。NICに加えて、以下の官庁・機関等の関与が想定される。なお、以下に挙げる関係官庁・機関は現在想定されるもので、事業実施の過程で新たに加わる関係機関が生じる可能性がある。

- ・ 農業・畜産・漁業省(以下、農業省)(Minister for Agriculture, Livestock and Fisheries)
- ・ エネルギー・鉱物省(Minister for Energy and Minerals)
- ・ 天然資源・観光省(Minister for Natural Resources and Tourism)
- ・ 土地住宅人間居住省(Ministry of Lands, Housing and Human Settlements Development)
- ・ 大統領府自治省(PO-LARG)
- ・ 副大統領府-環境局(Vice President's Office- Union Affairs and Environment)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

NO.	スキーム名称	案件名	協力期間
1	開発調査	タンザニア国全国灌漑マスタープラン調査	2001年10月～2004年1月
2	技術協力	DADP 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画プロジェクト	2007年2月～2010年1月
3	技術協力	灌漑農業技術普及支援体制強化計画プロジェクト	2007年6月～2012年6月
4	技術協力	農業セクター開発プログラム(ASDP)事業実施監理能力強化計画プロジェクト	2008年3月～2011年3月
5	技術協力	県農業開発計画(DADPs)灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト	2010年12月～2014年6月
6	技術協力	ASDP事業実施監理能力強化計画プロジェクトフェーズ2	2011年8月～2015年6月
7	技術協力	コメ振興支援計画プロジェクト	2012年10月～2018年10月
8	有償資金協力	小規模灌漑開発事業	2013年5月～2017年3月
9	個別案件(専)	灌漑施設の設計	2011年4月～2014年

	門家)		5月
10	個別案件（専門家）	灌漑圃場・施設の施工管理	2011年4月～2014年6月
11	技術協力	アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト	2014年6月～2017年5月
12	技術協力	県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2	2015年8月～2019年8月
13	技術協力	ASDP 農業定期データシステム能力強化計画プロジェクト	2015年11月～2019年6月

3. 業務の目的

本業務は、貧困削減や気候変動対策への貢献を念頭に全国灌漑マスタープラン（2002年）を改訂することにより、国家灌漑庁の能力強化を図り、もって、タンザニア国における持続的な灌漑開発の強化に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年6月にJICAがタンザニア国水・灌漑省と締結したR/Dに基づき実施するものである。コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

（1）調査対象地域

本業務における全国灌漑マスタープランの改訂は、ザンジバルを除くタンザニア国本土全域を対象とする。より現実に即した実施計画の策定のために、関係機関が実施している水資源量の評価や、JICAが実施しているプロジェクトの灌漑地区の状況を把握する上で、ゾーン灌漑事務所（本土全域7ゾーン）及び県灌漑事務所等からの聞き取りが必要である。

（2）農業定期データシステム（Agricultural Routine Data System: ARDS）の活用

「ASDP 事業実施監理能力強化計画プロジェクト」（2008年3月～2011年3月）において、ASDP のモニタリング・評価のツールとして「農業定期データシステム（Agricultural Routine Data System: ARDS）」を構築し、その後フェーズ2（2011年8月～2015年6月）では、ARDSを全168県（当時）に展開するとともに、システム改良の協力を行った。フェーズ1、2の協力の結果、ARDSの制度面・システム面での基盤整備がほぼ完了し、全国レベルでのARDS運用が本格的に開始されるとともに、ARDSの周知も相当程度に浸透した。ARDSのデータの中には、灌漑面積や作物の生産量なども含まれる。そのため、本事業で灌漑関連データの収集・分析を行う際、村・郡・県・州・中央レベルのデータを含むARDSを活用するとともに、特に灌漑関連データについては、ARDSとの整合性を十分確認すること。

（3）プロジェクト実施体制

本事業を円滑に進めるために、4つの運営・管理体制（Joint Coordinating Committee (JCC)、Master Plan Working Unit (MPWU)、Zonal Working Unit (ZWU)、及びStakeholder Consulting Meeting (SCM)）を設置することをRDで確認している。各体制の役割は以下の通り。

体制名	本事業における役割
Joint Coordinating Committee (JCC)	主に中央レベルの関係者間で構成され、本事業のワークプランや報告書を承認する他、進捗状況や課題を共有し、本事業の円滑な実施を図るための責任機関。
Master Plan Working Unit (MPWU)	現場での技術的な問題や本事業の日常業務における課題解決のための議論を行う、現場レベルでの責任機関。
Zonal Working Unit (ZWU)	ゾーン灌漑事務所（ゾーン事務所）が中心となり、Region や県、Basin Water Board とともにデータの取り纏めや、ゾーンレベルでの活動の監督を行う。
Stakeholder Consulting Meeting (SCM)	他の省庁・関係機関、民間セクター、及びドナーとの情報交換を行う会合。

(4) 業務実施手順

本業務では、①1年次に全国灌漑マスタープランの改訂を行い、②2年次に実施計画の策定を行う。①においては、灌漑開発の現況把握とデータ収集・分析を行った後、マスタープラン改訂の枠組みを設定し、最終的に主要課題の明確化や灌漑人材育成を含む開発コンポーネントを組み立てる。②においては、①の開発コンポーネントの優先事項を選定し、それぞれのコンポーネントの実施計画を策定する。

全国灌漑マスタープランの改訂過程において、副大統領府環境局 (Division of Environment: DOE) に戦略的環境アセスメント (SEA) 報告書を提出する必要がある。なお、同報告書に係る全ての手続きは、NIC が申請者となる。コンサルタントが申請者とはならない点に留意する。

なお、全国灌漑マスタープランの改訂において具体的に提示される活動及び優先事業がタンザニア国主体で実行に移されるために、タンザニア国の計画・予算策定プロセスを踏まえたマスタープランとすることとする。

また調査を実施する上で、そのプロセス・結果等における対外的な中立性・公平性の確保に十分留意する。

(5) タンザニア国政府のオーナーシップの向上

タンザニアでは、2001～2004年に全国灌漑マスタープラン調査が実施され、マスタープランの策定だけでなく、調査終了後にタンザニア国が主導的に灌漑開発を担うために、調査プロセスにおいてタンザニア国のオーナーシップの醸成が図られた。その際、ASDPの下でのバスケットファンドを財源とし、県による小規模灌漑開発などのボトムアップによる灌漑開発が推進された。

現在、地方政府 (Local Government Authorities: LGA) の灌漑技術者の調査計画、設計施工、施設維持管理にかかる能力向上、及びLGAの灌漑技術者を支援する全国7カ所のゾーン灌漑事務所 (Zonal Irrigation Office: ZIO) の灌漑技術者の能力向上

のために、JICAによる技術支援（「県農業開発計画(DADPs)灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2」(TANCAID2)(2015年8月～2019年8月))が行われている。また、有償資金協力「小規模灌漑開発事業」(2013年5月～2017年3月)による小規模灌漑整備や大学における灌漑人材育成(指導職員及び学生を対象)など、包括的な灌漑開発支援が進行中である。さらに、5.(6)に示すように、世界銀行やAfDBを含む他ドナーによる灌漑開発も進行中である。

こうした背景を考慮し、本事業では全国灌漑マスタープラン改訂における一連のプロセスを、タンザニア側の主体的な取り組みの下で実施することを強く意識させながら業務に取り組む必要がある。

本業務において、タンザニア国側の能力向上に係る活動は、コンサルタント業務従事月報において進捗を報告すること。進捗報告の際は現状分析、能力向上に係る活動及びその効果の分析、今後の活動に対する提言を必ず含めること。その提言に基づき、JICAも柔軟に活動の見直しを検討することとする。

(6) 他の開発パートナーによる灌漑開発

タンザニア国においては、我が国の他に世界銀行(世銀)、米国国際開発庁(United States Agency for International Development: USAID)、アフリカ開発銀行(African Development Bank: AfDB)、Aga Khan Foundation、英国国際開発省(Department for International Development: DFID)、ドイツ国際協力公社(Deutsche Gesellschaft fuer Internationale Zusammenarbeit: GIZ)、等が灌漑農業セクターにおいて支援を行っている。JICAタンザニア事務所は、2015年6月まで農業セクターのリード機関としてドナー会合の議長を務めた結果、ドナーからの信頼も厚く、本事業内での連携にも関心を示す機関が存在する。

世銀は水資源分野に関し、利用可能な水資源量の評価や各セクターの水需要に関する調査を行い、NIMP改訂のベースとなる水資源開発管理計画(Integrated Water Resource Management Development Plan: IWRMDP)の策定を支援している。タンザニア全国9流域中、7流域(Ruvuma & Southern Coast、Lake Niasa、Rufiji、Lake Rukuwa、Lake Tangani、Internal Drainage、Wami Ruvu)でIWRMDPが既に策定されており、残り2流域Lake VictoriaおよびPanganiに関しては2016年中に策定が開始される予定であり、本事業でもその結果を利用する計画である。灌漑開発における世銀とのデマケーション、そして共通して目指す方向性を確認するとともに、連携についての具体的な協議を行う。

また、AfDBはLake Zone(ビクトリア湖周辺)の7Regionにて灌漑整備を含むフェージビリティ・スタディを行う予定である。また、Ruhuhu川水系においても、水力発電や灌漑を含む多目的ダム開発事業を計画中であるほか、地中灌漑のサトウキビ栽培を行っているサトウキビ製糖会社によるPPP(Public Private Partnership)連携案件も実施している。本調査団はベースライン調査において、これら事業の進捗状況、今後の展開についてAfDBと協議し、お互いのプロジェクトに有益な情報を共有する。

その他ドナーの支援内容については、詳細計画策定調査報告書付属資料を参照すること。なお本事業では、上記(3)のとおりSCMを設置するが、SCMに限らず、必要であれば適時に情報共有・協議を行う。

(7) タンザニア国農業セクターにおける我が国他案件との連携

1) 農業プログラムの中の本事業の位置づけ

我が国の対タンザニア国別援助方針において、灌漑開発支援は、コメ増産とともに「貧困削減に向けた経済成長」の協力重点分野に位置づけられている。この方針の下 JICA は、「コメ生産能力強化プログラム」を支援の軸とし、灌漑開発の推進、灌漑人材の育成及び灌漑稲作技術の普及・拡大を中心に支援を展開している。同プログラムの下、円借款事業「小規模灌漑開発事業 (SSIDP)」(2013 年 5 月 L/A 締結)で灌漑インフラの整備支援を、技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト (TANCAID)」及びフェーズ 2 (TANCAID2) (2015 年 8 月～2019 年 8 月) では灌漑技術者の能力強化を、技術協力プロジェクト「アルーシャ工科大学 (ATC) 灌漑人材育成能力強化プロジェクト」(2014 年 6 月～2017 年 5 月) で若手灌漑人材の育成にかかる支援を実施してきた経緯がある。NIMP の改訂に関しては、これら案件との密な連携が求められる。

特に、TANCAID2 では、県及びゾーン灌漑事務所の灌漑人材の能力強化及び、モデルサイトにおけるモニタリングやデータベースシステムの開発を行っている。それらのシステムを基に本事業で灌漑データを収集し、全国規模の灌漑マップを含むデータベースを作成する予定である(伝統的灌漑地区を除く)。その際、TANCAID2 のカウンターパートである県職員が中心となり、灌漑関連データを収集する。円滑なデータ収集作業を進めるために、県職員に対する技術的な指導を効率的に実施することとする。

2) 有償資金協力事業との連携

SSIDP の中で、タンザニア本土に存在する小規模灌漑地区の中から 119 地区を選定し、新規の灌漑施設の建設、既存施設の改修等を通じ、農業生産性の向上、小規模農家の生計改善及び貧困削減への寄与を図っている。本事業において優先開発地区を選定する予定であるが、日本側及びタンザニア側関係者との意見交換を踏まえつつ、これらの地区を対象とした将来的な有償資金協力事業の実施可能性について検討結果を取りまとめる。なお地区の選定に際しては、TANCAID2 で普及が図られている Comprehensive Guidelines (CGL) の実施手順に留意する。

(8) 気候変動対策

水・灌漑省では、大統領府が出した国レベルでの Climate Change Strategy を受けて Water Resources Climate Change Adaption Strategic Plan and Intervention を策定しており、また、気象庁が取りまとめたデータでは、近年、日雨量の増大や干ばつ(少雨の長期化)等が発生している状況にある。

本事業においては、上記のような気候変動による事象を把握し、気候変動の適応策を検討し、提案する。

(9) 人材育成計画の見直し

効率的に灌漑開発を進めるために、中・長期的な灌漑人材育成が求められている。本事業の中で、既存の人材育成計画(ドラフト)の見直しを行うこととしているが、その際、アルーシャ工科大学やソコイネ農業大学を含む他の灌漑関連機関との連携・役割分担なども十分考慮する。

(10) 無償資金協力事業「国家灌漑研究・研修センター建設計画」

2011 年及び 2014 年にタンザニア政府から無償資金協力事業の要請が提出されて

いる。しかし、タンザニア側が提案する同センターの設立候補地のモロゴロ州ダカワエリアは、必要水量の確保に問題がある。また、灌漑人材育成を行う上での同センターの必要性が不明確である。さらに、本事業の詳細計画策定調査において、灌漑施設の維持管理費用の確保（ポンプアップするため維持管理が高くなる）の面での懸念などから、同センター建設計画は再検討が必要であることで合意している。そのため、同センターの人材育成計画の中での位置づけや協力の実現性について検討結果を取りまとめる。

(11) 環境社会配慮

本事業は、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）においてカテゴリCに分類されるが、灌漑開発の推進を目的とすることから、環境社会的側面からの影響に十分配慮する必要がある。したがって、調査実施に当たっては、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の考え方にに基づき、目標の達成を支援する戦略性の高い開発計画を作成するために必要な環境社会配慮項目を明らかにし、環境社会的側面の影響を検討すること。

なお、SEA 報告書（案）の提出から最終確認までに要する期間は、報告書の最終化作業の期間を除いて2ヶ月～4ヶ月かかると見込まれるが、タンザニア側もSEA承認プロセスの運用経験が少ないため、より時間がかかる可能性があることに留意する。本事業開始後、実施方法、手続きについて、タンザニア側関係機関と十分に協議・調整・確認する。

(12) 広報活動

水・灌漑省のみならず、灌漑農業セクターに関わるタンザニア側のステークホルダー（農業・畜産・漁業省等）やドナー関係者に対して、意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、2回程度のセミナー又はワークショップ（インテリムレポートⅡ、ドラフト・ファイナルレポートの段階）を開催する。また、ホームページの開設等による広報活動についても積極的に行う。

6. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定しているが、より効果的かつ効率的な作業工程・方法が可能と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

【第1年次：2016年10月～2017年9月】

(1) プロジェクト実施体制の確認

上記5.(3)に挙げた、実施体制についてR/Dで確認しているが、プロジェクトの実施に当たり、この実施体制を再確認するとともに、具体的なC/Pの配慮についても確認する。

(2) インセプションレポートの作成・協議

1) インセプションレポートの作成

上記6.(1)を通じて確定したメンバーとともに、本事業の今後の実施方針について取りまとめたインセプションレポートを作成する。インセプションレポートにはマスタープラン改訂の目次案及び、今後の調査プロセスをPO(Plan of Operations)にして示したものを含める。作成したインセプションレポートの周知のために、ス

テークホールダーコンサルティングミーティング(SCM)を開催し、関係者からコメントを得る。なお、多様な灌漑開発を可能にするために、SCMには他ドナーのほか、民間セクターを招聘し、できる限り多くの関係者との意見交換を実施する。招聘者の人数については最終的にC/Pとの検討を経て決定することとするが、数多くの関係者に対して配布、共有することから、インセプションレポートは本文20ページ程度を目安とし、内容の充実したものになるよう留意する。

2) インセプションレポートの説明・協議

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、協議議事録(M/M)で確認されている先方実施機関との責任の分担関係について確認を行う。

(3) 灌漑開発の現状把握

1) 農業セクターにおける社会・経済状況

都市部及び農村部における社会・経済状況をそれぞれ把握し、両地域で比較ができるよう取り纏める。

社会・経済状況として、以下を含む項目を想定している。

- ・人口(人口密度含む)
- ・労働人口(男女別)
- ・男女別農家数(可能であれば年代別も)(他の職業についてもできるだけ情報を収集する)
- ・都市からのアクセス状況
- ・市場へのアクセス状況
- ・市場ニーズ(農業生産物)
- ・農民組織の有無、活動状況
- ・マイクロファイナンスの有無
- ・生産作物
- ・各作物の生産量(家族消費量、販売量含む)
- ・肥料、農薬、農業機械等の投資状況

2) 国家開発計画、財政運営状況(予算配賦・支出実績)、セクター公共財政管理

①国家開発計画

タンザニアには、農業セクター、もしくは同セクターが重要な位置づけとなっている開発政策、戦略が存在する。2015年11月にはマグフリ新大統領政権の下でマニフェストが発表され、その中で、灌漑面積を2020年までに100万haまで拡大することを目標に掲げている。同国における上位政策で設定された灌漑開発目標を踏まえた上で、実施可能な開発目標を明確にする。同時に、現実的な灌漑開発を通じた経済発展及び貧困削減を図る具体的な道筋を示し、タンザニア側の理解を得る。その際、以下を含む開発政策・計画のレビューを行い、灌漑セクターの役割と位置づけを明確にする。追加すべき政策・戦略等があれば、プロポーザルで提案すること。

- ・Agricultural Sector Development Programme-2 (ASDP-2)
- ・Big Results Now (BRN)
- ・Integrated Water Resources Management and Development Plan (IWRMDP)

- ・ 新政権のマニフェスト
- ・ National Rice Development Strategy (2009)
- ・ National Climate Change Strategy
- ・ Agriculture Climate Resilience Plan 2014-2019
- ・ Water Resources Management Strategic Interventions and Action Plan for Climate Change Adaptation

なお、上述した農業セクターの各種計画内容の整合性が曖昧なため、本業務時に開発面積の具体的な数値を含むそれぞれの開発目標などをタンザニア側と確認し、共通の認識を得る。

②財政運営状況、セクター公共財政管理

上記開発政策に配賦された各予算とそれぞれの運営状況を把握し、取り纏める。公共財政管理については、歳出計画・予算編成、予算の執行、報告とモニタリング、内部監査、外部監査などの仕組みが整備されているか確認する。

3) 国家灌漑法及び規則を含む、最新の灌漑政策の枠組み

水・灌漑省は、農業生産・生産性向上に必要な灌漑開発を推進する国家政策として、2010年に国家灌漑政策(National Irrigation Policy: NIP)を策定した。NIPは2013年12月に国家灌漑法(National Irrigation Act)として法制化されるとともに、灌漑規則が同法の施行令として2015年に定められた。NIPに従ったNICの実施体制が、2015年2月付の”The Functions and Organization Structure of the NIC”にて大統領府に規定されている。

以上を踏まえ、国レベルの灌漑政策の動向を調査し、最新の灌漑政策の枠組みを整理する。

4) ASDP-1 及び NIMP の成果の確認・評価

2006年から2014年の期間で実施されたASDP-1、及び2002年から2017年までの開発目標としているNIMPの現在の実績に係る評価を行う。NIMPについては、既存事業の問題分析、インベントリー調査の結果に基づき策定した、37の課題別プログラムの進捗状況を把握するとともに、問題点(課題)を明確にする。詳細計画策定調査報告書の中で簡潔に示している累積灌漑開発面積やNIMPの短中期プログラムの実施状況(詳細計画策定調査時)を参考にすること。

5) 有償資金協力「小規模灌漑開発事業」(SSIDP)の実施状況の確認

SSIDPは、タンザニア本土に存在する小規模灌漑地区の中から119地区を選定し、以下3つのコンポーネントの下、農業生産性の向上、小規模農家の生計改善及び貧困削減への寄与を図っている。

①コンポーネントA(灌漑施設整備)

-頭首工(堰長20m以下)、幹線用水路、二次用水路、幹線排水路、二次排水路及び関連構造物

②コンポーネントB(財務・技術能力向上)

-主としてゾーン灌漑事務所と県政府職員が対象である財務・技術能力の向上

③コンポーネントC(資機材の調達)

-NIC用の車両及び事務所機器

-ゾーン灌漑事務所用の車両、事務所機器及び調査用機材

-県政府用の単車、事務所機器及び調査用機材

SSIDPに従事しているコンサルタント（日本側）やタンザニア側関係者との面談だけでなく、対象地区訪問等を通じて、①～③の各コンポーネントの実施状況を確認し、結果を取り纏め、関係者間で共有する。SSIDP関係者と密に情報を共有するとともに、今後の灌漑開発の方向性の認識を共通できるよう、意見交換する場を定期的に設けることとする。

6) 灌漑関連の技術協力プロジェクトの実施状況の確認

上記5)だけでなく、現在JICAによる灌漑に関連する以下2つの技術協力が進行中である。これら2つのプロジェクトの実施状況についても、作成済の報告書やJICAタンザニア事務所及び各プロジェクトの関係者からの聞き取りを通じて把握し、上記4)、5)のレビュー結果と合わせて、灌漑開発プロジェクトの現状を整理する。また、上記5)と同様、以下①、②案件の関係者と定期的に意見交換する場を設けることとする。

①県農業開発計画(DADPs)灌漑事業推進のための能力強化計画
フェーズ2(TANCAID2)

②アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト

(4) データ収集と分析

1) 灌漑農業セクターにおける主要データの収集

JICAの支援の下、キリマンジャロ州において1970年代から灌漑稲作の技術確立・移転が行われてきたほか、現在、技術協力「コメ振興支援計画プロジェクト」(2012年10月～2018年10月)を通じて、タンザニア全国での稲作普及が行われている。同プロジェクト専門家やカウンターパートだけでなく、農業省や水・灌漑省から灌漑農業に係るデータをできる限り収集し取り纏める。なお、灌漑農業に係るデータは以下を含む。

- ・ 各県における灌漑稲作面積
- ・ 各県におけるコメ生産量、単位面積当たりコメ収穫量(収量)
- ・ 各県における灌漑稲作に従事する農家数

2) 灌漑サブセクターの水需給分析と水争いにおける対応の検討

近年、水需要の増大と相まって、農業者間及び他の水利用者間での水争いが増大している。例として、上流-下流間、コメ・野菜生産農家-牧畜農家間の水争いが挙げられる。水争いが発生している(した)地区の水需給に係る情報を各ゾーンから収集・分析し、土地問題も踏まえて水争いの原因を分析し、各争いにおける対応策を提案する。

3) 既存/計画灌漑スキームのインベントリー調査及び全国統合灌漑データベースの作成

2016年1月～5月の期間でTANCAID2の灌漑データベースシステム短期専門家がモデル灌漑データベースシステムを作成した(配布資料参照)。同モデルを用いて、既存/計画灌漑スキームの情報を収集し、同モデルを基に、全国を網羅する灌漑データベースを構築する。データベース構築においては、GPS簡易測量による事業地区の境

界、水路網の配置等を示した事業配置図「Scheme Layout Map」の作成も併せて行うものとする（伝統的灌漑地区を除く）。また、県、ゾーン、NIC間のデータの受け渡し・共有方法を検討し、必要に応じて同モデルに機能を追加し、ゾーン用、NIC用のデータベースを作成する。

灌漑データベースの基となる灌漑データに関しては、NICが2009年に収集したデータを最大限活用する。このため、既存地区に係るデータ収集は、2009年収集データの更新と必要に応じた追加の情報収集を行う事が求められる。これらの作業については、NIC、各ゾーン、そして各県に協力を依頼し実施する。新規計画地区に関するデータ等、その他の追加のデータ収集についても県が行うこととするが、取り纏め作業は既存地区のデータと合わせて現地業者へ委託して行う。

灌漑データベース構築のためのデータ収集及び灌漑地区配置図（灌漑マップ）作成は、ゾーン毎に新たに任命されたデータベース担当職員「Database Officer」が各県職員を指導しながら行う方式を想定している。このため、本事業の中で、データベース担当職員に対して、技術移転を行う。また、データベース担当職員が県職員に技術移転する際には、その支援も行うこととする。

データ収集する灌漑地区は1300地区程を想定している。なお、データ収集は全ての灌漑地区を対象にするが、灌漑マップ作成については、その半分程度を目安とする。

全国統合灌漑データベースの作成に関する具体的な業務として、以下を含む。

- ・モデル灌漑データベースシステムを基にした全国を網羅した灌漑データベース作成のためのデータ収集（ゾーン及び県職員の活用）
- ・灌漑地区位置図の作成（ゾーン及び県職員の活用）
- ・収集データの共有方法の検討（Web利用、Mail利用など）
- ・追加灌漑事業データ（新規計画地区）の収集（現地業者委託分）
- ・データベース担当職員のトレーニングおよび県職員への技術移転の支援

現時点において、ゾーン事務所、県、及び農民組織が持つ既存の灌漑情報（灌漑面積や灌漑地区数など）が一致しない場合があることに留意し、データベース作成を通じてこれら灌漑情報の統一化を図ることとする。

4) 拡大・リハビリ・新規開拓を含む、灌漑開発のポテンシャル分析

NIMP改訂版の対象範囲としては、大・中・小規模灌漑、伝統的灌漑、地下水灌漑を含み、主に作物生産のための灌漑開発を図ることとする。灌漑開発ポテンシャル地域を特定するために、以下2つの方法を検討する。

＜灌漑スキームベースを活用した方法＞

- ① 6.(4)3)で述べたモデルデータベースを用いて収集した全ての灌漑スキームの情報を整理する。
- ② IWRMDPの水資源データを基に(a)水利用が逼迫した地域、(b)余裕のある地域へ分類する。
- ③ 上記①のスキームの位置と②のエリアを重ねあわせ、①の計画スキームを(a)、(b)のカテゴリーに分ける。
- ④ (a)、(b)毎に灌漑ポテンシャルを算定し、合算する（「灌漑スキームベースで把握された」灌漑ポテンシャル面積の確定）。

なお、水利用逼迫の地域(a)と余裕のある地域(b)で灌漑開発手法を以下の様に整理する。

(a)水利用が逼迫した地域：灌漑効率を上げて作付面積を伸ばす方法

ライニング、管路などの漏水防止工の導入、ドリップなどの節水灌漑手法の導入、I0強化による灌漑効率向上、ダム/ため池灌漑の導入(雨季の表流水を貯水して乾季に利用する灌漑)、作物転換などを検討する。

(b)水利用に余裕のある地域：灌漑エリアの拡大/拡張方法

従来型の通常灌漑開発、ため池導入による小規模灌漑開発、などを検討する。

また、既存案件の改修ニーズと開発予定案件の情報から、今後10年の開発ポテンシャル面積を算定する。

<地理情報を基にした方法>

タンザニア国の地形は、キリマンジャロ付近の山岳・丘陵地帯を除き、ほとんどの地域を非常に緩やかな勾配を持つ平原地帯が占めている。GISだけでなく、衛星データを最大限活用し、平原部の詳細を把握する。GIS解析によって、まずは全国の土地生産ポテンシャルを概略評価する。

その上で、具体的な灌漑事業計画を策定するに足るデータが確認された場合には、より高解像度の衛星データ及び標高データを設定し、道路や河川へのアクセスのしやすさ等の社会的条件も考慮に入れ、州レベルの土地ポテンシャル評価を行い、具体的な灌漑ポテンシャル評価図を作成する。その際には土壌サンプリング調査についても実施を検討する。具体的には、衛星データ(解像度5~10m程度)、標高データ、気象データ、地質(土壌)図、道路ネットワーク図を用いて灌漑ポテンシャルの評価図を作成する。

この際、開発の余地がある流域において、水資源・土地・社会経済にかかるクライテリアのデータのアップデートおよび地図上への投影を行い、各クライテリアデータを地図上で重ねあわせる。重なり具合によって、高・中・低などのポテンシャルを評価し、灌漑ポテンシャル面積を算定する。

<灌漑スキームベースを活用した方法>及び<地理情報を基にした方法>のそれぞれによる灌漑ポテンシャル面積を比較検証し、精度の高いポテンシャル面積の算出を図る。なお、他のアプローチ案があればプロポーザルで提案することとする。

5) 灌漑開発に係る制約の確認

上記(3)及び(4)1)から4)までの灌漑関連データの収集・分析を通じて、灌漑開発に係る制約を明確にし、それぞれの制約を緩和するための方策についてタンザニア側と協議し、詳細を取り纏める。

(5) マスタープラン改訂の枠組みの設定

1) 灌漑開発のニーズの明確化

上記(3)、(4)の結果を基に、優先作物、対象生産物、消費・加工のニーズ、国内消費と輸出ポテンシャル等、灌漑開発のニーズを明確化する。

2) マスタープラン改訂の枠組みの設定

開発目標年、開発目標、成果、実施体制、対象地区、タイムライン、主要構成、アプローチを含む灌漑開発の枠組みを設定する。上述した既存の開発政策、計画を基に位置付けられた灌漑サブセクターに求められる役割と、ポテンシャル分析結果を十分参考にすること。

(6) 開発コンポーネントの構成

上記(5)の枠組みに沿って、開発コンポーネントを設定する。

1) 灌漑インフラ開発の優先順位付け

灌漑インフラ開発を行う上で、灌漑スキームの開発優先順位をつけるためのクライテリアをプロポーザルで提案する。なお、CGLに灌漑開発計画策定の実施手順が定められている点も十分留意すること。また、灌漑開発のためのアプローチとして、以下を検討している。他のアプローチ案があればプロポーザルで提案することとする。

- ・ 灌漑効率向上アプローチ
- ・ 灌漑エリアの拡大/拡張アプローチ
- ・ 発電+灌漑開発アプローチ
- ・ 地下水開発アプローチ
- ・ 灌漑 PPP 促進アプローチ

2) 主要課題の明確化

本事業で取り組むことを想定している灌漑開発の課題として、以下を含む。このほか、本事業で取り組むべき課題があれば、プロポーザルで提案する。

- ・ 計画、設計、工事、維持管理を含む技術改善
- ・ 環境社会配慮(管理)
- ・ ファンドフローを含む予算システムと調達システム
- ・ 灌漑事業関係機関間の調整
- ・ 灌漑人材育成
- ・ 灌漑施設維持管理(灌漑組合(Irrigators' Organization: IO)の能力強化)
- ・ 民間セクターの参入促進
- ・ 灌漑情報管理システム
- ・ 水争議・土地問題の調整
- ・ 気候変動対応型農業(Climate Smart Agriculture)の方策

タンザニア側が灌漑開発のためのロングリストを上げてくる際、土壌状況を含む土地資源の情報や地域の人口密度、都市・市場へのアクセスを含む社会情報を踏まえた上で優先順位をつけていくことに留意する。

農業灌漑セクターでは、開発予算をドナーに頼る傾向がある。今後の開発予算をどのように確保し、実現性の高い実施計画を策定するか、ドナーの意向に十分留意すること。タンザニア側のオーナーシップ強化につながる事業内容となるよう、C/Pとも協議し内容を取り決めること。

(7) SEAのScreeningとScoping Reportの作成

上記(6)で明確化した課題に対する優先開発プロジェクトの簡易概要書を作成し、DOEに提出する。そこで、SEAの必要性が審査され、必要と判断された場合、SEA報告

書作成の作業内容などを示す Scoping Report と呼ばれる報告書を作成し、DOE に提出する。なお、Scoping Report の巻末にはローカルコンサルタント採用の為の TOR も添付する。また、上記手続きについては、DOE に対して現地で再確認すること。

SEA 報告書はローカルコンサルタントを傭上し、C/P を加えた上で作成するため、Scoping Report 提出後、SEA 報告書の作成に向けたローカルコンサルタント及び C/P の役割分担を明確にする。

(8) 全国灌漑マスタープランの改訂（ドラフト）取り纏め

上記（1）から（7）までの作業を踏まえ、NIMP 改訂版（ドラフト）を取り纏める。関係者一同を集めた説明会を開催し、内容の確認をするとともに、必要があれば修正を行い、関係者間で合意を得る。

(9) プロGRESSレポートの作成

事業開始後半年を目安に、本事業の関係者とプロGRESSレポートを作成する。ベースライン調査の結果及びその解析の内容を主な記載事項とする。また、作成したプロGRESSレポートの周知のため、SCM を開催し、関係者からのコメントを得る。

(10) インテリムレポートの作成

第1年次終了時点を目安に、本事業の関係者とインテリムレポートを作成する。開発コンポーネントを含む、マスタープランの改訂作業内容を主な記載事項とする。上記（8）と同様に、作成したインテリムレポートの周知のため、SCM を開催し、関係者からのコメントを得る。

【第2年次：2017年10月～2018年9月】

(1) 実施計画の立案

実施計画立案までの順序としては、以下を想定しているが、他の効率的、有効的な手順があれば、プロポーザルで提案することとする（フロー図を含む）。

- ① プロジェクト概要書（優先灌漑開発案件毎の事業概要書・予算を含む）の作成
- ② 開発予算分析・事業実施能力の検討
- ③ 実施手順の確定
- ④ 実施計画の作成

(2) SEA 報告書の作成・承認支援

第1年次（7）でローカルコンサルタント、C/P とともに確認した役割分担に沿って、SEA 報告書を作成する。上記（1）の実施計画の作成と同時に進めることができるか DOE に確認し、可能であれば、効率的に同時並行で進めることとする。5.（12）に示した「SEA 報告書案の提出」から「Technical Committee Meeting」はローカルコンサルタント及び C/P が主体的となって行い、日本側はその支援を行うこととする。

(3) 計画策定能力技術移転のためのワークショップ

全国灌漑マスタープランの改訂にあたり、タンザニア側が自律的にデータの適切な更新作業等を実施できるように理解促進を図るためのワークショップを開催する。その中で、調査手法・手順、計画の枠組み策定手法、計画の主要コンポーネント設定法、優先事項選定法を含む、総合的な灌漑開発計画策定のための技術移転を行う。本事業

のカウンターパートだけでなく、要望があれば他関係省庁の計画策定に従事する職員も招聘する。

(4) 全国灌漑マスタープランの改訂及び実施計画策定後のタンザニア国内セミナー
同マスタープランの改訂及び実施計画の策定後は、それらをタンザニア国政府内及び他ドナーを含む関係機関に広く周知するためのセミナーを開催する。なお、セミナーの発表者は本調査団員とカウンターパートが同数程度となる様に配慮する。

(5) ドラフトファイナルレポートの作成
第2年次開始から6ヵ月後を目安に、本事業の関係者とドラフトファイナルレポートを作成する。マスタープラン改訂の最終版、実施計画及びSEA報告書の進捗状況を主な記載事項とする。また、作成したレポートの周知のため、SCMを開催し、関係者からのコメントを得る。

(6) ファイナルレポートの作成
事業終了1.5ヵ月前を目安に、本事業の関係者とファイナルレポートを作成する。上記(5)で作成したドラフトに対する関係者からのコメントを踏まえて修正・編集を加え、最終化する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における第1年次の成果品はインテリムレポート、第2年次の成果品はファイナルレポートとする。また、各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に当機構（必要に応じて対象国の機構現地事務所を含む）に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：3部
	インセプションレポート	第1年次業務開始から約2ヵ月後	和文：3部 英文：30部(簡易製本)
	プログレスレポート	第1年次業務開始から約6ヵ月後	和文：3部 英文：30部(簡易製本)
	インテリムレポート	第1年次業務終了時	和文：3部 英文：30部(簡易製本)
第2年次	ドラフトファイナルレポート	第2年次業務開始から約6ヵ月後	和文：3部 英文：30部(簡易製本)
	ファイナルレポート	第2年次業務終了の約1.5ヵ月前	和文：3部 英文：30部 CD-R：3部

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、ステー

クホルダー会合等で広く配布するものについては、未製本で構わない。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第1章第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 今月の活動で新たに得たタンザニア国灌漑開発に係る知見
- ウ 活動に関する写真
- エ WBS
- オ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、以下のとおり。

2016年10月～2018年9月（24ヶ月）

なお、より効率的・効果的な業務工程が想定できる場合はプロポーザルにおいて提案すること。

第1年次

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内作業	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
現地作業	■				■						■	
報告書			IC/R				PR/R					IT/R

第2年次

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内作業			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
現地作業	■				■							
報告書						DF/R				F/R		

IC/R: Inception Report

PR/P: Progress Report

IT/R: Interim Report

DF/R: Draft Final Report

F/R: Final Report

2. 業務量目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

約 73.84M/M（第1年次 59.84M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルで提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 総括/灌漑開発計画（2号）
- 2) 水文/水資源計画
- 3) 灌漑農業政策・農業経済/経済財務分析
- 4) 組織強化・人材育成（政府機関）

- 5) 灌漑排水/灌漑施設維持管理/水利組合強化（農民レベル）（3号）
- 6) GIS/土地利用計画/データベース
- 7) 営農/流通・PPP促進
- 8) 気候変動/レジリエンス向上
- 9) 環境社会配慮/土地・農村社会

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

プロジェクト実施に必要な最低限の事務機器は本見積にて計上すること。

4. 配布資料及び閲覧資料

【配布資料】

- ・ 全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）
- ・ モデルデータベース（TANCAID2 灌漑データベースシステム短期専門家作成）
- ・ TANCAID2 灌漑データベースシステム短期専門家業務完了報告書
- ・ タンザニア国全国灌漑マスタープラン改訂プロジェクトM/M及びR/D
- ・ 灌漑人材育成計画（ドラフト）
- ・ 国家灌漑研究・研修センター建設計画無償資金協力プロジェクト要請書

5. 現地再委託

業務内容第1年次の（3）灌漑開発の現状把握、（4）データ収集・分析、及びSEA報告書作成については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安情勢については、外務省やJICA等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAタンザニア事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上